

「食品衛生法施行条例」及び「食品衛生法の施行に関する規則」の 一部改正についての意見募集の予告

近年の科学技術の発展等を背景として、「食品衛生法施行規則」（昭和 23 年厚生労働省令第 23 号）の一部が改正され、従業者が常駐せず、全自動調理機を用いた飲食店営業の施設に対して施設基準が規定されました。（令和 7 年 7 月 2 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行）。

のことから、現在、「食品衛生法施行条例」及び「食品衛生法の施行に関する規則」で定めている施設基準について改正を行うこととします。

この改正の案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の案に対する御意見、ご提案をお寄せください。

1 意見募集の予定時期

令和 7 年 12 月中旬頃

※スケジュールは作業の進捗上、ずれが生じたり、変更されたりする場合
がありますが御容赦ください。

2 問い合わせ先

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 食品衛生企画担当

電話 023-627-2677

以上